

学校感染症による出席停止について

立川市立新生小学校

本校では、新1年生保護者会で配付した「入学のしおり」でお示した通り、下記の学校指定感染症にかかった場合は、学校保健安全法等により、集団感染を防ぐため「出席停止」となります。**新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ以外の学校指定感染症に罹った場合は、登校する際に「罹患・治療証明(登校許可)書」の提出が必要**となります。主治医に記入していただき、登校時に提出してください。**インフルエンザに罹った場合は、登校する際に保護者が記入する「インフルエンザ登校届」の提出が必要**となります。(「罹患・治療証明書」は不要です。

用紙は学校からお渡しするか、新生小学校のホームページからもダウンロードできますので、提出した上で登校してください。新型コロナウイルス感染症に罹った場合は、登校する際に提出していただく書類はございません。医療機関によって文書料は異なりますので、医療機関にご確認ください。

※出席停止を必要とする感染症と出席停止期間のめやす(学校保健安全法施行規則による)

	病名	停止期間
第一種	エボラ出血熱 など	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 提出書類:登校届
	百日咳	特有の咳が取れるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 提出書類:不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 など	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、手足口病、 ノロウイルス感染症 など)	症状に応じて出席停止の必要性を医師が判断し、 感染の恐れがないと認めるまで

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する。